

令和8年度陸前高田市医師養成奨学資金貸付事業

奨学生募集要項

陸前高田市では、将来、本市が設置する診療所、岩手県立病院その他市長が指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）の医師として医療に従事しようとする意思を持つ者に対して、奨学資金を貸付けます。

1 申請資格

次のいずれかに該当する者が申請できます。

なお、申請者本人、父、母（父母ともに死亡している場合は、三親等内の親族）のいずれかは陸前高田市内に住所を有していなければなりません。

- (1) 大学の医学部に入学する者又は在学している者
- (2) 臨床研修を行っている者
- (3) 医学に関する研究機関で研究をしている者

2 募集人員

若干名

3 貸付金額

月額 上限200,000円

4 貸付期間

- (1) 大学を卒業する月まで。
- (2) 臨床研修を終了する月まで。
- (3) 研究を終了する月まで。（ただし、6年を上限とします。）

5 貸付方法

貸付月額を毎月、奨学生本人名義の口座に振り込みます。

6 保証人

- (1) 奨学資金の貸付けを受けようとする者は、保証人2人を立てなければなりません。
- (2) 保証人は奨学生と連帯して債務を負担します。
- (3) 申請者に父又は母がいる場合は、保証人のうち1人は父又は母でなければなりません。ただし、父母ともに死亡している場合は、三親等内の親族を保証人としなければなりません。
- (4) 保証人は独立して生計を営む成年者で、うち1人は市内に居住する者でなければなりません。

7 申請方法（市ホームページにも募集要項や各種様式を掲載しています。）

申請書類を陸前高田市福祉部保健課に直接持参又は書留郵便により提出してください。ただし、受付時間は、平日午前8時30分から午後5時15分までの市役所の開庁時間内とします。土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。

※ 郵送での提出も可能ですが、書類に不備がある場合には再提出の連絡がございますので、ご了承ください。

	提出書類	備考
①	奨学資金貸付申請書	様式第1号
②	誓約書	様式第2号
③	戸籍抄本	
④	履歴書（写真をはったもの）	
⑤	合格通知書の写し又は入学許可書の写し	医学を履修・専攻する課程の入学試験に合格した者
	大学の在学証明書	医学部に在学している者
	臨床研修を行っていることの証明書	臨床研修を行っている者
	研究機関の責任者又はこれに準ずる者の推薦書	研究機関で研究をしている者

8 申請受付期間

随時

9 選考

選考は書類審査及び面接により行うこととします。面接の日時、場所については、書類審査終了後にお知らせします。

10 貸付けの決定

貸付けの告知は、申請者本人に文書で通知します。（公表はしません。また、採否の問い合わせには応じません。）

なお、貸付けが決定した場合、奨学資金振り込み口座情報報告書（奨学生本人名義の普通又は当座口座）、通帳書面の写し、誓約書を提出していただきます。

11 学業成績表

大学に在学する奨学生は、毎年4月15日までに、前学年度末における学業成績表を市長に提出する必要があります。

12 届出内容の変更

奨学生は、次のいずれかに該当するときは、直ちに届け出る必要があります。

- (1) 奨学資金の貸付を辞退しようとするとき。
- (2) 氏名又は住所を変更したとき。
- (3) 退学し、又は臨床研修をやめ、若しくは研究機関で研究をやめたとき。

- (4) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (5) 休学し、又は停学の処分を受けたとき。
- (6) 原級に留め置かれたとき。
- (7) 復学したとき。
- (8) 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、又は保証人が死亡したとき、若しくは破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき。
- (9) 卒業したとき。

13 貸付の廃止

奨学生が次のいずれかに該当するときは、奨学資金の貸付を廃止とします。

- (1) 退学し、退所し、又は臨床研修をやめたとき。
- (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 奨学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、奨学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

14 貸付の休止

奨学生が次のいずれかに該当するときは、各号に定める期間貸付けを休止します。この場合、これらの期間の分として既に貸し付けられた奨学資金があるときは、その奨学資金は、休止期間終了後に貸付けされたものとみなします。

- (1) 休学し、又は停学の処分を受けたとき。
休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの期間
- (2) 原級に留め置かれたとき。
原級に留め置かれている期間

15 奨学資金の返還

奨学生が次のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた奨学資金の総額を即時返還しなければなりません。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、分割返還をすることができます。

- (1) 奨学資金の貸付けを廃止されたとき。
- (2) 大学を卒業した日から2年以内に医師の免許を取得しなかったとき。ただし、災害、病気、負傷その他やむを得ない理由があるときは、この限りではありません。
- (3) 臨床研修を行った後、指定医療機関において医療に従事しなかったとき。
- (4) 陸前高田市の職員でなくなったとき。

16 奨学資金の返還の免除

奨学生が次のいずれかに該当するときは、当該理由の生じた日から20日以内に、奨学資金返還免除申請書を提出してください。各号に定める返還の債務（履行期が到来していないものに限る。以下同じ。）の額が免除されます。

- (1) 臨床研修を行った後10年以内に、指定医療期間において通算して奨学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間（この期間が1年に満たないときは、1年とする。）医療に従事したとき。 返還の債務の額の全部
- (2) 前号に該当する場合のほか、指定医療機関において通算して1年以上医療に従事したとき。 返還の債務の額の一部
- (3) 指定医療機関において医療に従事している期間中に死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため退職したとき。 返還の債務の額の全部又は一部
- (4) 災害、病気、負傷その他やむを得ない理由により指定医療機関において医療に従事しなかったとき、又は陸前高田市の職員でなくなったとき。 返還の債務の額の一部

17 奨学資金の返還の猶予

奨学生が次のいずれかに該当するときは、当該理由の生じた日から20日以内に、奨学資金返還猶予申請書を提出してください。各号に掲げる理由が継続する期間、奨学資金の返還の債務の履行を猶予することができます。ただし、第3号に掲げる場合にあっては、6年を限度とします。

- (1) 陸前高田市の職員として在職するとき。
- (2) 指定医療機関において医療に従事しているとき。
- (3) 奨学資金の貸付けを廃止された後も引き続き大学に在学しているとき。
- (4) 大学を卒業後、臨床研修又は市長が認める研修を行っているとき。
- (5) 災害、病気、負傷その他やむを得ない理由があるとき。

18 他の奨学金制度との併用

陸前高田市医師養成奨学資金は、他の奨学資金制度と併用することができます。ただし、他の制度が併用を認めていない場合もありますので、ご注意ください。

19 その他

申請に関する個人情報につきましては、陸前高田市個人情報保護条例に基づき、目的外には使用せず、適正に管理、廃棄を行います。また、提出された書類等は、決定の可否に関わらず一切返却しませんのでご了承ください。

20 申し込み及びお問い合わせ先

〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町字下和野100番地

陸前高田市福祉部保健課

電話 0192-54-2111（内線234）

FAX 0192-54-3888